令和2年

- 第2回市議会定例会 議案第3号
 - 一般職の職員の給与に関する条例および函館市企業職員の 給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 一般職の職員の給与に関する条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

- 一般職の職員の給与に関する条例および函館市企業職員の 給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15 号)の一部を次のように改正する。

第16条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「給与額に」の後ろに「、正規の勤務時間外の時間にあつては」を、「割合を」の後ろに「、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から100分の25を減じた割合を」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の時間」の後ろに「(以下この条において「正規の勤務時間外の時間」という。)と、勤務時間条例第2条第8項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間」という。)との合計」を加え、「前項」を「第2項」に改め、「含む。)」の後ろに「および前項」を、「給与額に」の後ろに「、正規の勤務時間や超える時間にあつては」を「、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあっては100分の50を乗じて」に改め、同項を同条第4項とし、同条

第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に 定めるもののほか,勤務時間条例第2条第8項の規定により,あら かじめ同条第6項または第7項の規定により割り振られた1週間の 正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務 時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には,割 振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定め る時間を除く。)に対して,勤務1時間につき,第20条第2項に 規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た 額を時間外勤務手当として支給する。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52 年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第16条第3項および第4項ならびに第2条の規定による改正後の函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第10条第2項の規定は、これらの規定の適用があったとしたならば、平成30年6月以後に支給期日が到来することとなる時間外勤務手当について適用する。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

2 職員の勤務時間に関する条例(平成3年函館市条例第3号)の一部 を次のように改正する。 第5条第1項中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。 (函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部 改正)

3 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和 元年函館市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第16条第3項および第4項」を「第16条第 3項から第5項まで」に改める。

(提案理由)

1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対する時間外勤務手当に関する規定を整備するため